

## 身体的拘束等の適正化のための指針

特別養護老人ホーム マザアス東久留米

令和3年4月1日

### 1、身体的拘束に関する考え方

身体拘束は、利用者の生活の自由を制限することであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものです。当施設では、利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化する事なく、職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識をもち、身体拘束をしないケアの実施に努めます。

#### (1) 介護保険指定基準の身体拘束禁止の規定

介護保険サービスの提供にあたっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の利用者の行動を制限する行為を禁止しています。

#### (2) 緊急・やむを得ない場合の例外三原則

利用者個々の心身の状況を勘案し、疾病・障害を理解した上で身体拘束を行わないケアを提供することが原則です。しかしながら、以下の3つの要素のすべてを満たす状況にある場合は、必要最低限の身体拘束を行う事があります。

- ①切迫性：利用者本人または他の利用者等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。
- ②非代替性：身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替方法がないこと。
- ③一時性：身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

※身体拘束を行う場合には、以上三つの要件全てを満たすことが必要です。

### 2、身体拘束廃止に向けての基本方針

#### (1) 身体拘束の原則禁止

当施設においては、原則として身体拘束及びその他の行動制限を禁止します。

#### (2) やむを得ず身体拘束を行う場合

本人又は他の利用者の生命または身体を保護するための措置として緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、身体的拘束等の適正化委員会を中心に十分な検討を行い、切迫性・代替性・一時性の3要件を全て満たした場合のみ、本人・家族への説明同意を得て行います。

また、身体拘束を行った場合は、その状況について十分な観察を行うと共に経過記録を行い、出来るだけ早期に拘束を解除すべく努力します。

#### (3) 日常ケアにおける留意事項

身体拘束を行う必要性を生じさせないために、日常的に以下の事に取り組みます。

- ①利用者主体の行動・尊厳ある生活の支援に努めます。
- ②言葉や対応等で利用者の精神的な自由を妨げないよう努めます。
- ③利用者の思いをくみ取り、利用者の意向に沿ったサービスを提供し、他職種共同で個々に応じた丁寧な対応をします。
- ④利用者の安全を確保する観点から、利用者の自由（身体的・精神的）を安易に妨げるような行動は行いません。万一、やむを得ず安全確保を優先する場合、身体拘束等の適正化委

員会において検討をします。

⑤「やむを得ない」と、拘束に準ずる行為を行っていないか、常に振り返りながら利用者に主体的な生活をして頂けるよう努めます。

### 3、身体拘束廃止に向けた体制

#### (1) 身体拘束等の適正化委員会の設置

マザアス東久留米では、身体拘束の廃止に向けて身体拘束等の適正化委員会を設置します。

##### ①設置目的

高齢者虐待、身体拘束等に関するマニュアル等の見直し

施設内での身体拘束廃止に向けての現状把握及び改善についての検討

身体拘束を実施せざるを得ない場合の検討及び手続

発生した「身体的拘束」がある場合、手続きや方法について振り返りと解除の検討

身体拘束廃止に関する職員全体への指導、職員研修の企画実施

日常的ケアを見直し、尊厳の保たれたケアが行われているかを検討する

##### ②身体拘束等の適正化委員会の構成員

ア) 施設長

イ) 介護課長

ウ) 看護職員

エ) 生活相談員

オ) 介護支援専門員

カ) 機能訓練指導員

キ) 介護職員

ク) 管理栄養士

ケ) その他、施設長が必要と判断した職員等

※必要に応じて、配置医師の出席、助言を求めます。

##### ③身体拘束等の適正化委員会の開催

定期開催します。必要時は、随時開催します。(最低3ヶ月に1回以上)

生命保持の観点から委員会の開催を待たずに身体拘束を行わざるを得ない場合は、他職種共同でカンファレンスを行うと共に、可及的速やかに身体拘束等の適正化委員会を開催します。

### 4、やむを得ず身体拘束を行う場合の対応

本人又は他の利用者の生命又は身体を保護するための措置として緊急やむを得ず身体拘束を行わなければならない場合は、以下の手順に従って実施します。

#### (1) 介護保険指定基準において身体拘束禁止の対象となる具体的な行為

①歩き回らないようにベッドや車椅子に体幹や四肢をひも等で縛る。

②転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。

- ③自分では降りられないように、ベッド柵で囲む。
- ④点滴、経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
- ⑤点滴、経管栄養等のチューブを抜かないように、または、皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- ⑥車椅子やイスからずり落ちたり、立ち上がったりしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト(紐)、車椅子テーブルをつける。
- ⑦立ち上がる能力のある人に対し、立ち上がりを妨げるような椅子を使用する。
- ⑧服衣やおむつはずしを制限するために、介護衣(つなぎ服)を着せる。
- ⑨他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ⑩行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑪自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

#### (2) カンファレンスの実施

緊急やむを得ない状況になった場合、身体拘束等の適正化委員会を中心として、拘束による利用者の心身の損害や拘束をしない場合のリスクについて検討し、身体拘束を置こう事を選択する前に、切迫性、非代替性、一時性の3要素のすべてを満たしているかどうかについて検討、確認致します。

要件を検討、確認した上で身体拘束を行う事を選択した場合は、拘束の方法、場所、時間帯、期間等について検討し本人・家族に対する説明書を作成します。また、廃止に向けた取り組み改善の検討会を早急に行い、廃止に努めます。

#### (3) 利用者本人や家族に対しての説明

身体拘束の内容、目的、理由、拘束時間又は時間帯、期間、場所、改善に向けた取り組み方法を詳細に説明し、充分な理解が得られるように努めます。また、身体拘束の同意期限を越え、なお拘束を必要とする場合については、事前に契約者、家族等と行っている内容と方向性、利用者の状態などを確認説明し、同意を得た上で実施します。

#### (4) 記録と再検討

法律上、身体拘束に関する記録は義務付けられており、専用の様式を用いてその様子、心身の状況、やむを得なかった理由などを記録する。身体拘束の早期解除に向けて、拘束の必要性や方法を隨時検討します。その記録は2年間保存、行政担当部局の指導検査が行われる際に提示できるようにします。

#### (5) 拘束の解除

記録と再検討の結果、身体拘束を継続する必要が無くなった場合は、速やかに身体拘束を解除します。その場合には、契約者、家族等に報告いたします。

なお、いったんその時の状況から試行的に身体拘束を中止し必要性を確認する場合がありますが、再度、数日以内に同様の対応で身体拘束による対応が必要となった場合、契約者、家族等に連絡し経過報告を実施すると共に、その了承のもと同意書の再手続なく生命保持の観点から同様の対応を実施させていただきます。

## 5、身体拘束廃止に向けた各職種の役割

身体拘束廃止のために、各職種の専門性に基づくアプローチから、チームケアを行う事を基本とし、それぞれの果たすべき役割に責任を持って対応します。

(施設長) 統括管理

(医師) 医療行為への対応、看護職との連携

(介護課長) 身体拘束等の適正化委員会の議事進行

ケア現場における諸課題の統括管理、

身体拘束廃止に向けた職員教育

(看護職員) 医師との連携、施設における医療行為範囲の整備、

重度化する利用者の状態観察、記録整備

(生活相談員、介護支援専門員) 医療機関・家族との連携

家族の意向に添ったケア確立に資する連携

家族の意向に添ったケアの確立

施設のハードソフト面の改善

チームケアの確立、記録の整備

(管理栄養士) 経管栄養から経口への取り組みとマネジメント、

利用者の状態に応じた食事の提供

(介護職員) 拘束がもたらす弊害を正確に認識する

利用者の尊厳を理解する

利用者の疾病、障害等による行動特性の理解

利用者個々の心身の状態を把握し、基本的ケアに努める

利用者とのコミュニケーションを充分にとる

記録は正確かつ丁寧に記録する

## 6、身体拘束廃止、改善のための職員教育・研修

介護に携わるすべての従業員に対して、身体拘束廃止と人権を尊重したケアの励行を図り職員教育を行います。

(1) 定期的な教育、研修（年2回）の実施

(2) 新任者に対する身体拘束等の適正化に関する研修実施

(3) その他必要な教育、研修の実施

## 7、この指針の閲覧について

当施設での身体拘束廃止に関する指針は求めに応じていつでも 施設内にて閲覧できるようになりますと共に、当施設のホームページにも公表し、 いつでも利用者及び家族が自由に閲覧ができるようになります。

(附 則)

この指針は、2018.4.1より施行します。

この指針は、2019.1.15より施行します。

この指針は、2020.4.1より施行します。

この指針は、2021.4.1より施行します。

## 緊急やむを得ない場合の身体拘束に関する同意書

利用者 様

- 1、\_\_\_\_\_様の状態が下記の①②③のすべてを満たしているため、緊急やむを得ず、下記の方法、期間（時間帯）において最小限の拘束を行います。
- 2、一刻も早く解除する事を目標に鋭意検討を行う事を約束いたします。
- 3、但し、推定期間を過ぎてもなお、継続的な拘束が必要な場合であっても、その行う処遇の質の評価を行い、常にその改善を図るとともに短期間で解除できるよう鋭意検討致します。

- ① ご本人または、他のご利用者の生命又は身体が危険にさらされる切迫性が著しく高い
- ② 拘束その他の行動制限を行う以外に代わる代替法がない
- ③ 身体拘束その他の行動制限が一時的なものである

拘束の目的	
拘束が必要な理由	
拘束開始及び解除予定	
拘束の期間【時間帯】	
拘束の方法 【場所・拘束部位など】	
拘束すべき心身の状況	

上記のとおり実施させていただきます。

平成 年 月 日

特別養護老人ホーム

マザアス東久留米

施設長 松澤雅子 印

### ご家族記入欄

上記の件について説明を受け、同意しました。

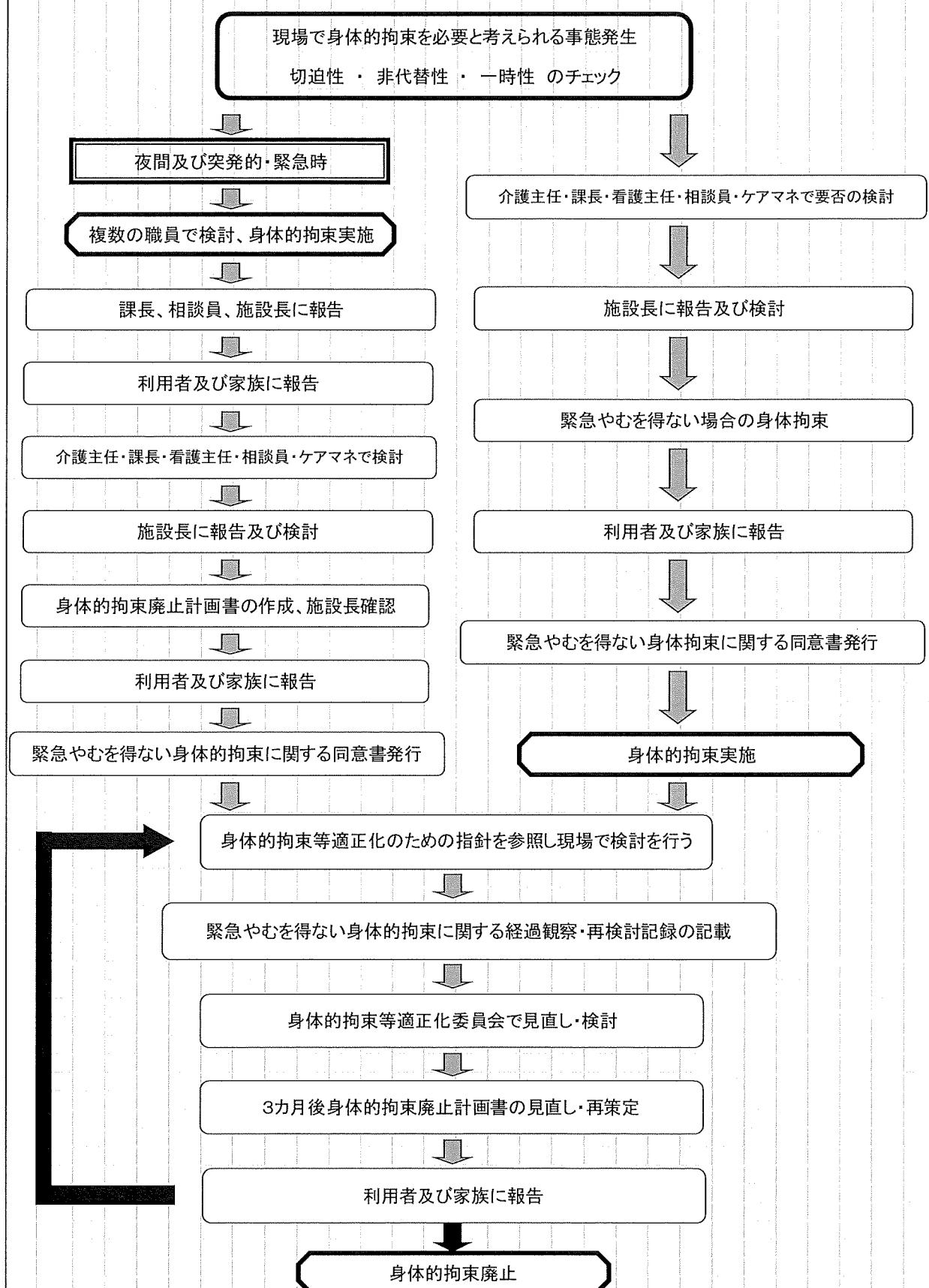
平成 年 月 日

氏名

印

(ご本人との関係 )

## やむを得ず身体的拘束を行う場合のフローチャート



		特別養護老人ホームマザース東久留米 2019.1.15更新	
緊急やむを得ない身体拘束に関する検討記録		検討日:	
様の状況について		出席者:	
個別の状況による拘束の必要な理由			
特記すべき心身の状況			
<p>① ご利用者又は他のご利用者の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高い</p>			
<p>② 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がない</p>			
<p>③ 身体拘束その他の行動制限が一時的である</p>			
身体拘束の方法 場所・種類 部位・内容			
拘束の時間帯 及び時間			
解除の目標			
拘束開始及び 解除の予定		平成      年      月      日      ~	年      月      日      まで
再アセスメント 予定日		平成      年      月      日	
上記のとおり実施いたします。			

## 緊急やむを得ない身体拘束に関する経過観察・再検討記録

卷之三